

新・担い手3法[※]に関わる技術監理局の取組みについて

1 新・担い手3法に関わる取組み

●…今回報告事項

| 改正の視点 | 改正内容 | 取組み状況 | |
|------------------|---|--|-------|
| (1) 働き方改革の推進 | ● 週休2日工事の導入 | 大規模な土木工事を対象に、今年10月1日起工分から試行 | 【資料1】 |
| | ● 施工時期の平準化 | 債務負担行為や早期繰越手続の活用について、今年度より、関係局に働きかけを実施 | |
| | ○ 適正な請負代金による下請契約締結 | 受注者に文書で要請済 | |
| | ○ 社会保険の加入 | 未加入対策実施済 | |
| (2) 生産性向上への取組み | ● 情報通信技術の活用等による生産性向上 《i-Construction の推進》 | ・ 平成29年度から ICT 活用工事を試行実施中 ・ ワーキンググループを今年度中に設置予定 | 【資料2】 |
| | ● 技術者に関する規制の合理化 《監理技術者の専任緩和等の法の施行に伴い適切な対応》 | 国の動きをうけ、公布から 1年半以内に実施 | |
| (3) 持続可能な事業環境の確保 | ● 建設業者や業界団体による担い手の確保・育成 | ・ 「ケンセツ男子・ケンセツ女子」のサイトを運営し、建設業の魅力を発信中 ・ 新たに、市外からの転入・就職者の情報発信を今年度中に実施予定 ・ 「北九州ゆめみらいワーク」への建設業 PR ブースの出展を予定(8/23・24) | 【資料3】 |
| | | 業界へのインターンシップを実施中(西工大・北九大との協力) | |
| | | 業界との意見交換を随時実施中 | |

※ 新・担い手3法については、【参考資料】を参照。

2 平成30年度 総合評価落札方式(工事)の実施状況

【資料4】

| 評価タイプ | 件数 | 計 |
|-------------------------|----|---------------------|
| (1) WTO 型 | 1 | 48 (1 億円未満3件を含む) |
| (2) 標準型 | 1 | |
| (3) 簡易型(旧:簡易型及び特別簡易型 A) | 46 | |

今後も「新・担い手3法」の基本理念や建設業界との意見交換を踏まえ、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための具体的な措置に取り組めます。

新・担い手3法

1 担い手3法について

平成26年6月に、公共工事の基本となる

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)
- (2) 建設業法
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)

を一体として改正し、公布、施行されました。

この一連の法改正は、公共工事の品質確保とその担い手確保を実現することを大きな目的としており、「担い手3法」と呼ばれるようになりました。

「担い手3法」では、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました。

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- ① 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- ② i-Constructionの推進等による生産性の向上
- ③ 相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待

2 新・担い手3法について

「担い手3法」の改正施行後、5年が経過した今年6月、新たな課題や引き続き取り組むべき課題への対応と、さらなる充実のため、「新・担い手3法」として、再び「品確法」と「建設業法」、「入契法」の改正が行われました。

(1) 改正の視点

- ① 働き方改革の推進
- ② 生産性向上の取組み
- ③ 持続可能な事業環境の確保

(2) 各法律の施行時期

| 法 律 | 施 行 日 また は 予 定 |
|-------|-----------------------------|
| 品 確 法 | 公布日(6月14日)に施行 |
| 建設業法 | 公布日(6月12日)から1年半以内、一部2年以内に施行 |
| 入 契 法 | 公布日(6月12日)から1年半以内に施行 |

働き方改革の推進

1 背景と目的

建設業は、全産業と比べて年間実労働時間が長い傾向にあり、担い手不足という課題を解決するためにも、労働環境の改善が必要です。

そのため、週休2日工事の導入、施工時期の平準化を図り、長時間労働の是正や、集中する工事の緩和を推進します。

2 取組みについて

(1) 週休2日工事の導入（開始予定：令和元年10月1日起工分より）

建設業における将来の担い手確保のため、週休2日工事の試行導入により、長時間労働の是正に取り組みます。

| | | |
|-----|---|---|
| 対 象 | 土木工事 【道路、河川、下水道、公園等】 (※ 港湾・水道は別途検討) | ※ ただし、災害復旧工事、現場の条件や供用の時期など工期に制約がある工事、短期間に完了する工事等は対象外。 |
| 規 模 | 予定価格6,000万円以上の工事 | |
| 方 式 | 受注者希望型 | |
| 工 期 | 国の基準に準じて、適正な工期を設定 | |
| 経 費 | 国の基準に準じる。現場閉所割合により設計変更で対応（4週6休以上） 【労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率】 | |
| 成 績 | 4週6休以上の実施に対する「評価対象項目」の追加 | |

(2) 施工時期の平準化

工事が下半期に集中している現状を改善するため、設計・工事担当部署等と調整し、債務負担制度等を活用した施工時期の平準化に努め、建設業経営の健全化や入札不調の抑制、長時間労働の是正等に取り組みます。

| 取組み内容 | 平準化への効果 |
|------------------------------|---|
| (1) 設計と工事の実施年度を分離 | 設計及び工事の発注時期の偏りを分散できる |
| (2) 年度をまたぐ工事における債務負担の活用推進 | 発注時期や竣工時期の設定について、年度区切りの制約がなくなり、円滑で計画的な工事推進が可能となる |
| (3) 工期が1年未満の工事における債務負担の活用推進 | 工事閑散期である第1四半期に、工事稼働期間を設定できる |
| (4) 事由発生後の直近議会による繰越（翌債）承認の推進 | 早期に繰越手続きを行うことにより、年度末に合わせた無理な工期で発注することなく、年度をまたいだ適正工期の確保と工事の平準化が可能となる |

生産性向上への取組み

1 背景と目的

建設業においては、高齢化が進み、建設業の担い手不足が喫緊の課題となっています。情報通信技術の活用等による生産性向上と監理技術者の専任義務の緩和等の改善により、限りある人材の有効活用等を推進します。

2 取組みについて

(1) 情報通信技術の活用による生産性向上


平成29年度からICT活用工事の試行を実施し、平成30年度からは、土工におけるICT活用工事を受注者希望型で導入しています。

今後は、北九州市 i-Construction 推進協議会において、新たにワーキンググループを設置し、官民で情報共有や意見交換を行い、メリット・課題を整理するとともに、ICT活用工事及び「身近な i-Con」をより推進し、本市に即した i-Construction の推進を図り、建設業の生産性向上とイメージアップに取り組めます。

(2) 技術者に関する規制の合理化

限りある人材の有効活用と若者の入職促進として、「監理技術者の専任緩和」及び「元請の監理技術者を補佐する制度の創設」について、法の施行に合わせ、届出様式等の変更やシステム改修を行い、適切な対応に取り組めます。

※ 建設業法の改正について

| 改正項目 | 内容 | 施行 |
|--------------------|--|--------------------|
| 監理技術者の専任緩和 | 監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする。 | 令和元年6月から 1年6月以内 |
| 元請の監理技術者を補佐する制度の創設 | 技術検定試験を学科と実地を加味した第1次検定と第2次検定に再編成。 第1次検定の合格者に技士補の資格を付与。  「若者の現場での早期活躍、入職促進」 | 令和元年6月から 2年以内 |

〈現行制度〉

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

持続可能な事業環境の確保

1 背景と目的

建設業の若年就業者の減少により、インフラの維持管理に関する担い手不足が懸念される中、建設業の魅力を発信し、公共事業への理解をより深めることで、将来にわたる建設業の人材確保・育成を図り、建設業の担い手確保の支援を推進します。

2 取組みについて

- (1) 本市の建設業の現場で活躍する若者・女性の姿を紹介するサイト「ケンセツ男子・ケンセツ女子」で、建設業の魅力を引き出す写真とコメントを掲載し、建設業を知ってもらおうきっかけづくりを行っています。

本年度は新たに、市外から本市に就職した新人の特集を組み、さらなる本市及び建設業の魅力の発信に取り組みます。

「ケンセツ男子・ケンセツ女子」
掲載されている人
地元建設業で活躍する**技術者**
33名の魅力的な**若者・女性**
サイトの運営
北九州市（技術監理局 技術企画課）



まちをつくる。
くらしをつくる。
みらいをつくる。

+

市外から本市に就職した
新人の特集

[イメージ]
市外から本市を選んで就職
した新人が、
北九州市の魅力
建設業の魅力 を語る



イメージ：「高校生就職応援マガジン Soda」

- (2) 8月23日、24日に、「北九州ゆめみらいワーク」に出展し、地元建設業界と連携して、建設業PRブースの出展を行い、本年度は工業高校の学生と若手建設技術者との座談会の開催等に取り組みます。

北九州ゆめみらいワーク建設業PRブース
「明日の北九州市を創る建設業」
令和元年8月23日(金)・24日(土) 10:00~16:00

工事ブース
【北九州市建設業協会・北九州市港湾建設協会・門司建設業組合】




設計ブース **測量ブース**
【北九州市建設コンサルタンツ協会】 【北九州GIS測量協会】




平成30年度 総合評価落札方式(工事)の実施状況

1 総合評価落札方式の実施状況（工事）

(1) 平成30年度の状況

運用件数 48件（1億円未満3件を含む）

- ① WTO型 1件
- ② 標準型 1件
- ③ 簡易型 46件（旧：簡易型及び特別簡易型A）

(2) 過年度との比較

平成30年度より、個々の工事の特性や難易度に応じて、適用選定委員会において、総合評価落札方式の適用を判断することとしました。

| 区 分 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------------|------------|-----------|-----------|
| 工事発注件数(250万円以上) | 1,363 | 1,352 | 1,299 |
| 総合評価適用件数(適用率) | 108 (5.5%) | 83 (5.9%) | 48 (3.7%) |

2 今後の対応

今年度も現行制度の運用を継続し、関係団体等との意見交換を行いながら、実施状況や効果等を確認、必要に応じて改善に取り組んでいくものとします。

《参考：平成30年度運用改善のポイント》

- (1) 最低制限価格に代わる新たなダンピング防止対策を導入しました。
基準価格（最低制限価格と同様の算出式）を下回った場合には評価を低く算定します。（但し、WTO案件は従来からの低入札価格調査を継続実施）
- (2) 適用する工事については、「原則、1億円以上の工事に適用」を改め、設計担当課、工事監督担当課及び技術監理局で構成する適用選定委員会で、工事の規模、難易度・特性を踏まえて審議の上決定することとしました。
- (3) 評価タイプは、WTO型、標準型、簡易型の3タイプとしました。
- (4) 評価項目は、従来と比べて、直近の技術力、人材確保・育成などの評価を重視しました。